

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
1月26日
(金曜日)

目次

告示

道路の区域の変更(道路整備課).....一

道路の供用の開始(道路整備課).....二

公告

契約の締結(医務保険課).....三

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....四

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....四

貸金業者の業務の停止(経営金融課).....四

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課).....五

契約の締結(河川開発課).....五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

公安委公告

契約の締結(二件).....六

山口県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年一月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。



平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 三七六号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
周南市大字中須南字馬乗石八五五の八地先から同市同大字地先まで	同字一五六の四	新	最狭 三・七〇〇	五九・五	
		旧	最狭 四・〇〇〇		

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
美祿郡美東町大字真名字田代台二九一の八地先から同郡同大字綾木字院内二六四四の八地先まで	同郡同大字綾木字院内二六四四の八地先から同郡同大字綾木字院内二六四四の八地先まで	新	最狭 三・三九三・六	三・一八二・五	一般国道四三五号の道路の区域(重用) ダブルウェイ
		旧	最狭 三・五〇八		
美祿郡美東町大字大田字市ノ後五七九の八地先から同郡同大字大田字市ノ後五七九の八地先まで	同郡同大字大田字市ノ後五七九の八地先から同郡同大字大田字市ノ後五七九の八地先まで	新	最狭 三・三九三・六	三・一八二・五	
		旧	最狭 三・五〇八		
美祿郡美東町大字大田字市ノ後五七九の八地先から同郡同大字大田字市ノ後五七九の八地先まで	同郡同大字大田字市ノ後五七九の八地先から同郡同大字大田字市ノ後五七九の八地先まで	新	最狭 三・三九三・六	三・一八二・五	
		旧	最狭 三・五〇八		
美祿郡美東町大字大田字市ノ後五七九の八地先から同郡同大字大田字市ノ後五七九の八地先まで	同郡同大字大田字市ノ後五七九の八地先から同郡同大字大田字市ノ後五七九の八地先まで	新	最狭 三・三九三・六	三・一八二・五	
		旧	最狭 三・五〇八		

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		(メートル)長	備考
			最狭	最広		
道路の種類 道路の区域	道路の名 藤生停車場錦帯橋線 県道	新	最狭 七〇・五〇	最広 一七五・〇〇	一四九・〇	
			最狭 一〇六・二五	最広 二〇五・三〇		
道路の種類 道路の区域	道路の名 岩国玖珂線 県道	旧	最狭 六四・〇〇	最広 一〇一・〇〇	七三三・〇	備考
			最狭 一〇六・二八	最広 一五八・八〇		
道路の種類 道路の区域	道路の名 美祢郡美東町大字真名字西ケ迫八三 七の四地先	新	最狭 一〇六・二五	最広 一七五・〇〇	五五・六	
			最狭 一〇六・二八	最広 一五八・八〇		
道路の種類 道路の区域	道路の名 美祢郡美東町大字真名字西ケ迫八三 七の四地先	旧	最狭 一〇六・二五	最広 一七五・〇〇	五五・六	
			最狭 一〇六・二八	最広 一五八・八〇		

新	旧
最狭 一〇六・二五	最狭 一〇六・二八
最広 一七五・〇〇	最広 一五八・八〇
二二〇・〇	二二〇・〇

道路改良工事の完了による。

山口県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年一月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県道 岩国玖珂線	岩国市牛野谷町一丁目五六六の三地从 岩国市平田四丁目一九七八の一地先まで	平成十九年一月十七日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県道 藤生停車場 錦帯橋線	岩国市川西四丁目二六一の一地先から 同市川西三丁目一六五の三地先まで	平成十九年一月十七日



(三八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地

二 落札に係る物品の名称及び数量

全身用コンピュータ断層撮影装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十八年十一月十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町三番一七号

六 落札金額

二億四千六百四十三万五千円

七 入札公告日

平成十八年十月六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 児玉 隆浩

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(三九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年一月二十六日から同年五月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス田布施店
所在地 熊毛郡田布施町中央南一の一五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年九月十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一九五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五〇台

(二) 駐輪場の収容台数

三七台

(三) 荷さばき施設の面積

五〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後八時三〇分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十九年一月十七日

(四〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十九年一月二十六日から同年五月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキOne下関

所在地 下関市東和町二丁目二番二二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号 佐藤 一郎

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	山下 雄輔	佐藤 一郎
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	"	"

四 届出年月日

平成十九年一月十八日

五 変更年月日

平成十八年十一月二十二日

(四一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年九月八日山口県公告(四八一)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月二十六日から同年二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済建設部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン長門

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年九月十五日山口県公告(四九三)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月二十六日から同年二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 防府ショッピングセンター

所在地 防府市中央町一番三三三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四三) 貸金業者の業務の停止

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十六条第一号及び第九号の規定により、次のとおり貸金業者に対し、その業務の停止を命じました。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 処分をした年月日

平成十九年一月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所等の所在地、代表者の氏名、登録番

号及び登録年月日

商号又は名称 さんわ

主たる営業所等の所在地 山口市吉敷三二五八の一

代表者の氏名 平井 伸治

登録番号 山口県知事(N3)第〇一三三三二号

登録年月日 平成十七年二月二十七日

三 処分の内容

平成十九年一月十八日から同年二月十六日までの間における業務(弁済の受領及び債権の保全に係るものを除く。)の全部の停止

(四四) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

山口市

阿知須大堤地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十九年一月二十九日から同年二月十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部河川開発課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

黒杭川上流ダム建設工事

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十八年十月三十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

黒杭川上流ダム建設工事三井住友建設・井森工業特定建設工事共同企業体 広島市東区上大須賀町一番九号

六 落札金額

三十四億七千四百四十五万円

七 入札公告日

平成十八年八月十八日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(四六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字小野田字須賀及び字下ノ添

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟市清水四五〇一番地の一

株式会社コメリ



公告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
運転免許業務用端末装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十八年十二月八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 落札金額
三百二十七万九千九百九十円
- 七 入札公告日
平成十八年十月二十七日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格

公告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年一月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
通信指令支援システム設置・調整業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年十二月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
七千三百一十二千二百一円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

平成十九年一月二十六日印刷
平成十九年一月二十六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)